

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
 株式会社ヒューマン・プライム
 東京都中央区日本橋人形町1-18-9
 ATビル5F 〒103-0013
 TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
 MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

働き方改革法案中小企業事業者への配慮を強化

今回のヒューマン・プライム通信では従来の働き方改革推進関連法案に追加して中小企業事業者への配慮を強化した法案に関する記事をピックアップしました。

記事で紹介されている中小企業事業者への配慮が強化された主な内容は下記の通りです。

- **時間外労働の上限規制の導入は、施行時期を1年遅らせる**

※中小企業以外は2019年4月1日施行

- **追加予算措置を行って支援対策を拡充**

(人手不足対策や設備投資、IT投資の助成金予算の拡充)

- **下請Gメンの体制強化による大企業からのしわ寄せ防止**

※下請Gメンとは：中小企業庁が下請けの実態を聞き取り調査する組織

上記以外にも生産性向上、IT化、人手不足などに関する専門家によるアドバイスの実施や事業者対象の働き方改革セミナーを今年度は全国で2,600回の開催などの予定が紹介されています。

労働新聞 2018年4月23日付一面より

別掲 働き方改革法案（労働時間制度関係部分）

長時間労働の是正	<p>①時間外労働の上限規制の導入</p> <p>○時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定（2019年4月1日施行）。</p> <p>②中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し</p> <p>○月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する（2023年4月1日施行）。</p> <p>③一定日数の年次有給休暇の確保</p> <p>○使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする（労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない。2019年4月1日施行）。</p>
多様な働き方の実現	<p>①フレックスタイム制の見直し</p> <p>フレックスタイム制の清算期間上限を1カ月から3カ月に延長する（2019年4月1日施行）。</p> <p>②特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）創設</p> <p>○職務の範囲が明確で一定の年収（少なくとも1,000万円以上）を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合には、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする（2019年4月1日施行）。</p> <p>○また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。</p>

残業上限規制は1年延期

厚生労働省は、働き方改革推進関連法案（別掲）を今国会に提出した。従来から明らかになっていた同法案要綱に追加して中小企業・小規模事業者への配慮を強化している。時間外労働の上限規制の施行時期を1年延期するほか、追加の予算措置を行って支援対策を拡充させる。人手不足対策や生産性を向上させるため、設備投資・IT投資を後押しする一方、下請Gメンの態勢強化を図って大企業からのしわ寄せを防止する。

講習会も2千6百回

厚生労働省は働き方改革法案提出

中小企業への配慮強化

同法案の今国会提出に際し、個別企業からの相談 同法案の周知徹底を伴って、新たに中小企業 体制の整備、具体的な対応は、「あらゆるルート」を併用し、中小企業への周知徹底を徹底する。同法案の周知徹底を伴って、新たに中小企業 体制の整備、具体的な対応は、「あらゆるルート」を併用し、中小企業への周知徹底を徹底する。

した働き方改革推進支援センターを始め、全国社会保険労務士会連合会、商工会、商工会議所、市町村、行政相談センター、金融機関、全国労働保険事務組合連合会など各団体を巻き込んだ広報活動を推進していく。事業者対象の働き方改革セミナーに関しては、今年度において全国で約2,600回開催することにも、労働保険事務の年度更新手続きの際には特別に36協定や就業規則に関する周知・相談対応を予定している。

働き方改革推進センターでは、常駐型専門家57人、企業派遣型専門家151人を全国に配置し、年間20万件以上の支援を行う。経済産業省管轄のよろず相談支援拠点および商工会、商工会議所などでは、生産性向上、IT化、人手不足などに関する専門家によるアドバイスを実施する。対応する経営指導員は全国で83,000人以上に達し、年間510万件の支援を見込んでいる。

中小企業・小規模事業者向け対策予算としては、平成29年度補正1700億円、30年度当初予算2100億円を計上。時間外労働等改善助成金に35億円、キャリアアップ

助成金に923億円、IT導入補助金に500億円を投入する。

下請Gメンによる監視強化では、ヒアリングを通じたしわ寄せの実態把握を行う。下請法違反へ厳正に対処する一方、法違反に当たらないケースでも場合によっては発注者である大企業・経営トップへの改善要請を検討するとしていた。

長時間労働の要因に親事業者などの下請法違反が疑われる事案では、労働基準監督署による中小企業庁、公正取引委員会への通報を強化する。加えて、自動車運送業、建設業、情報サービス業の3業界に関しては、業界の実情を考慮した取引環境改善に力を入れる。


残業の上限規制強化は、中小企業に限って施行時期を1年遅らせ、2020年4月1日（条文附則に明記）とした。

今年も HR EXPO に 出展します。 **現在の働き方を見直し、長時間労働を削減するために。**

生産性を向上させる業務の見える化、効率的な働き方を実現するための人事評価制度の導入支援ほか

- 会期：2018年7月11日（水）～13日（金） 10:00～18:00
- 会場：東京ビッグサイト
- 小間番号：西10-88

是非お越しください！



ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。